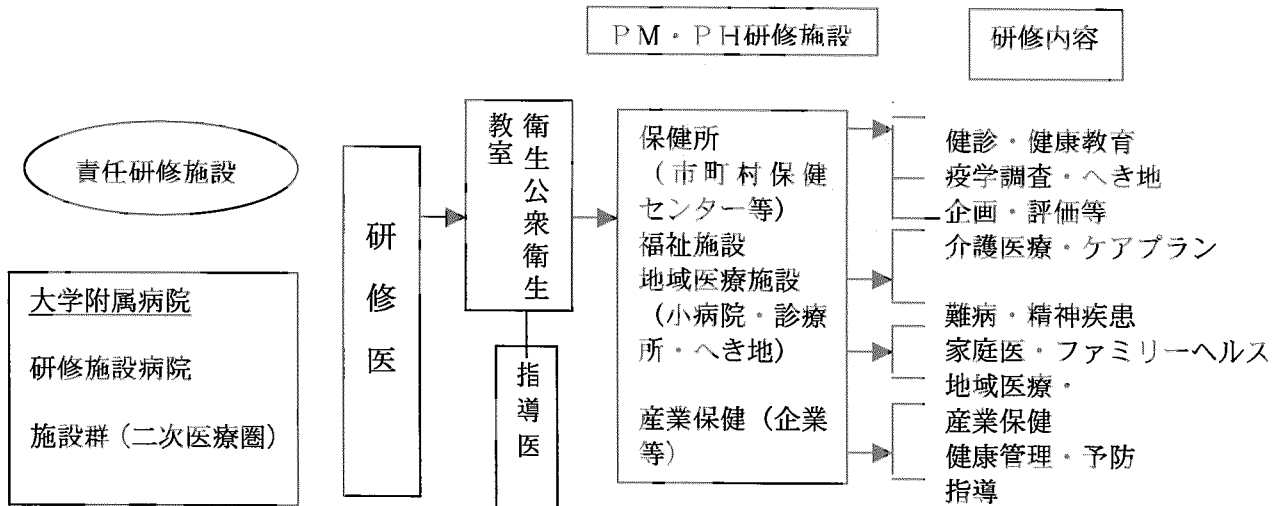


卒後臨床研修におけるプライマリヘルスケア（PH）研修について（案）

衛生学・公衆衛生学教育協議会

代表世話人 高野健人（東京医科歯科大学）

1 研修スキームと受け入れ施設数



2 受け入れ可能人数

- ① 保健所・市町村保健センター

保健所	約 600 施設	}	約半数が実施するとして 1月当り約 1400 人の研修可能
保健センター	約 2200 ケ所		
- ② 福祉施設
- ③ 地域医療施設（小病院・診療所・老健施設）
- ④ 産業保健
- ⑤ へき地医療

3 指導体制について

- ① 医科大学の研修については臨床研修医を2年間のうち少なくとも院外研修として1ヶ月間はPM（プライマリメディカルケア）研修またはPH（プライマリヘルスケア）研修を行なう。
- ② PH研修は選択制として希望者に対して行なうものとする。
- ③ 臨床研修委員会に社会医学系の教授がメンバーとして入り以下の実施体制について調整を行う。

4 実施体制について

- ① 保健所等PH研修を希望した者については都道府県等の衛生部局ならびに保健所等の行政の協力を得て行う。
- ② 福祉関係についても都道府県等の衛生・民生部局等の行政の協力ならびに保健所・福祉事務所の協力を得て行う。
- ③ PM研修を希望した者については地域の医師会等との関係の中で行う。
- ④ 産業保健を希望した者については事業所や医師会に協力を得て行う。
- ⑤ へき地医療研修を希望した者については国保直診協の協力を得て行う。

5 PH研修にかかわる臨床研修指導医について

- ① 日本公衆衛生学会が衛生学・公衆衛生学教育協議会の協力を得て認定のための研修会や登録を行う。各受け入れ施設において指導する医師に対して研修会を行い修了書を出す。